

熊取町下水道使用料改定（見直し）案

令和4年4月
熊取町下水道事業

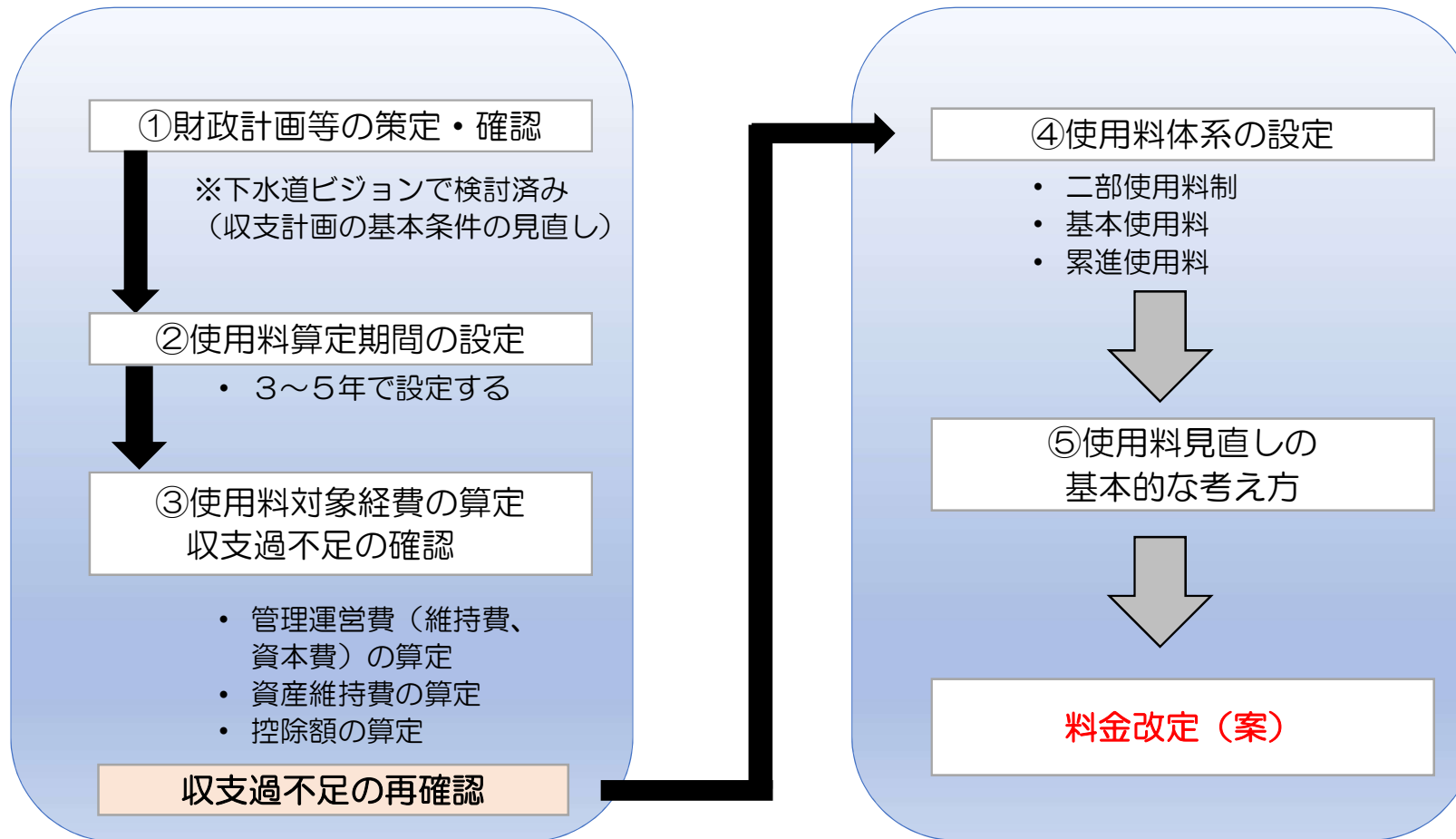
1. 下水道使用料改定（見直し）の必要性について

令和3年3月に策定した熊取町下水道ビジョン（経営戦略）において、向こう10年の収支計画を作成するとともに、財政健全度についても「当期純利益」「資金残高」「補填財源残高」の3つの指標に基づいて判断した結果、いずれの指標もマイナスが生じ、このままでは財政運営が出来ない状況となっている。（下水道ビジョンP.126）

これを改善するため、下水道使用料を3年に1度見直しを実施するとともに、その他の財源等についても取り組み内容を定めた。

（下水道ビジョンP.130～）

2. 下水道使用料算定の手順（大枠）



① 財政計画等の策定・確認

財政計画は下水道ビジョン（経営戦略）における収支計画をもとに次の項目について再検討し、数値の修正を実施した。

項目	説明	変更した理由
人口普及率	下水道ビジョンでは人口普及率の増加をR2～R3は前年比+0.67%、R4以降は+0.83%～+0.84%と見込んでいたが、見直し後はR2を決算数値とし、そこから、R3～R4は+0.7%、R5以降は+0.8%とした。	令和2年度の決算状況を踏まえると、下水道ビジョン策定時より、実際の人口普及率が上昇したため。
有収水量	下水道ビジョンでは1人1日あたり有収水量の減少を見込んでいた（ビジョンP111）が、令和元年度実績の277ℓ/日のまま推移するものとした。	令和2年4月からの大口利用者の増加などにより、使用水量の減少傾向が緩和されていることを踏まえ変更。
一般会計からの人件費負担金	一般会計から人件費負担分として年500万円を収入することとなった。	組織改編に伴う変更。

② 使用料算定期間の設定

使用料算定期間とは…

下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲のこと。一般的には3年から5年程度に設定することが適当。当該期間の経過を一つの目安として使用料見直しの必要性等について検討すべきとされている。

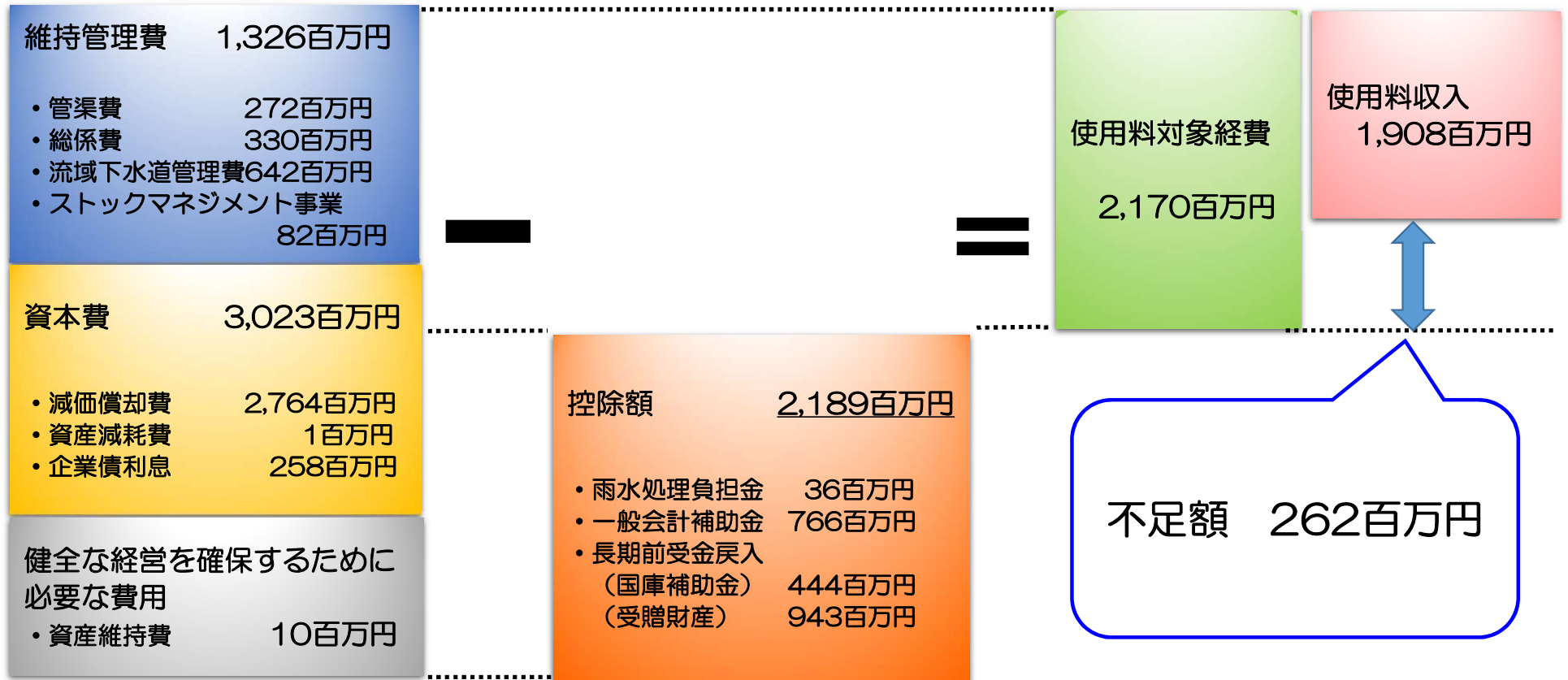
- 下水道ビジョンP.130に下水道使用料の見直しについて「3年に1度見直しを実施します。」と記載している。
- これまで3年毎に料金見直しをしてきた経験から、料金見直しにかかるコストと事務手続きの煩雑さを改善。
- 3年とした場合、使用料改定が頻繁に実施される印象となる。
- 5年とした場合、長期間設定による予測の不確実性がより高くなる。
- 本庁（一般会計）の行政手数料等の見直しサイクルが4年であるため整合性を図りたい。
- 算定期間を3年、4年、5年とした場合の改定率の目安を比較した結果、大きな差異は見られなかった。



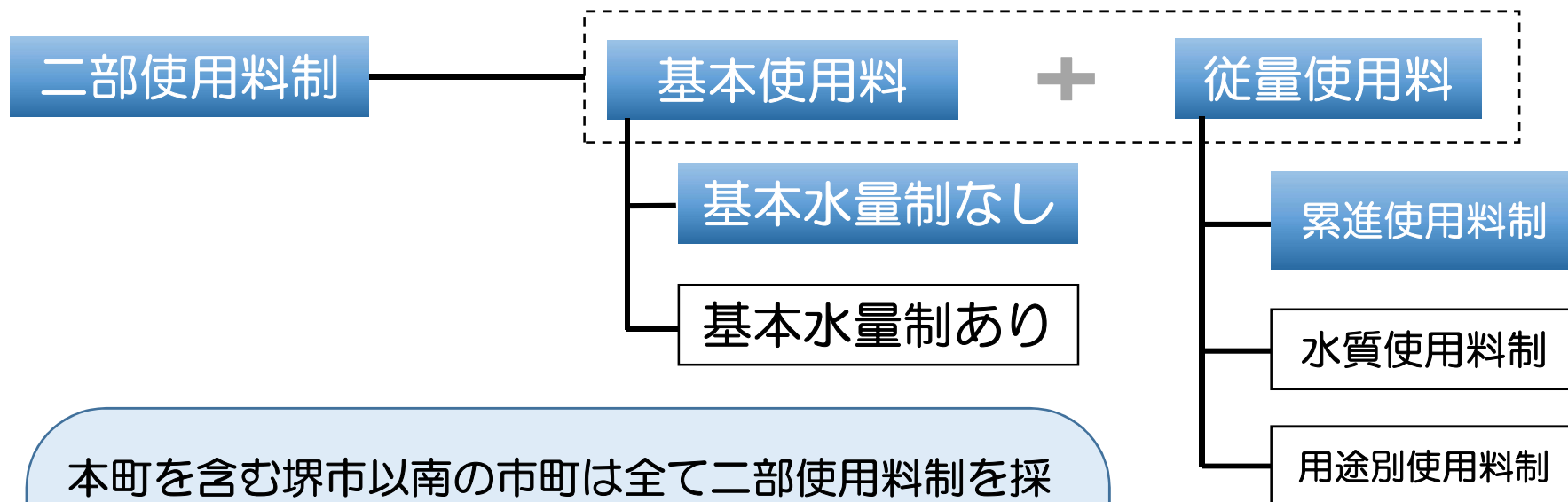
以上を検討の結果、使用料算定期間は4年とする

③ 使用料対象経費の算定・収支過不足の確認

使用料対象経費と使用料収入の不足する割合 算定期間：4年間（令和5年度～令和8年度）



④ 使用料体系の設定



本町を含む堺市以南の市町は全て二部使用料制を採用。

ただし、本町ではこれまで8m³までの使用料を含む「基本水量制あり」で算定してきたが、基本水量（8m³）に満たない使用者の不公平感を解消し、より適切な料金算定を行うため、今後は「基本水量制なし」で基本使用料を設定する。

④-1 二部使用料制とは

二部使用料制は基本使用料と従量使用料とを組み合わせた使用料制度

⇒ 継続

基本使用料



使用量にかかわらず賦課されるもの

従量使用料



使用量に応じて賦課されるもの

④-2 基本使用料の設定

使用量に左右されず、安定的に必要な経費を確保するため、可能な限り基本使用料を大きく設定することが望ましいが、基本使用料を極端な額に設定すると、使用量の少ない利用者に大幅な負担になることから、基本使用料を堺市以南での最高額（665円）に準じて、「650円／月」に設定する。

④-3 累進使用料制とは

累進使用料制は、従量使用料の算定において使用量が増加するに従い単価が上がる制度 ⇒ 継続

⑤ 使用料見直しの基本的な考え方

- 平成30年度に地方公営企業会計に移行したことを踏まえ、公営企業としての新たな算定方法である「下水道使用料算定の基本的考え方（(公社)日本下水道協会）」に基づいた料金算定を実施する
- 基本使用料を可能な限り確保する
- 水量区分は上水道料金の区分と合わせ、現行と同一区分とする
- 水量の少ない高齢世帯等への福祉的配慮を検討した上でボリュームゾーンを意識した料金設定とし、一方で大口利用者へ過度な負担にならないよう留意する
- 近隣市町とのバランスを意識する
- 4年毎の見直しを実施するが、中期（10年程度）を見通した料金算定とする
- 一般会計からの基準外繰入に頼らない財政運営を目指すとともに、財政健全化の判断指標となる「当年度純利益」「補填財源残高」「資金残高」についてビジョンに掲げる目標を達成する

3. 使用料改定（案）

（1）新旧対比表（1か月につき・税抜）

（現行）		（改定案）		
使用者群の区分	使用料	使用者群の区分	650円/月	
8 ^m まで	836円(一律)	従量 使用料	使用者群の区分	
9～10 ^m	110円/ ^m		単価	
11～20 ^m	125円/ ^m		0～10 ^m	49円/ ^m
21～30 ^m	142円/ ^m		11～20 ^m	142円/ ^m
31～40 ^m	166円/ ^m		21～30 ^m	187円/ ^m
41～60 ^m	191円/ ^m		31～40 ^m	216円/ ^m
61～100 ^m	200円/ ^m		41～60 ^m	221円/ ^m
101～500 ^m	243円/ ^m		61～100 ^m	236円/ ^m
501～1000 ^m	286円/ ^m		101～500 ^m	275円/ ^m
1001 ^m ～	330円/ ^m		501～1000 ^m	314円/ ^m
		1001 ^m ～	334円/ ^m	

基本水量制
あり

基本水量制
は廃止

(2) 改定による影響額 (1か月につき ・ 税抜)

使用水量	改定前	改定後	影響額	改定率	堺市以南で比較した順位 (高い方から)
1m ³ /月	836円	699円	△137円	△16.4%	5位
2m ³ /月	836円	748円	△88円	△10.5%	5位
3m ³ /月	836円	797円	△39円	△4.7%	5位
4m ³ /月	836円	846円	+10円	+1.2%	5位
5m ³ /月	836円	895円	+59円	+7.1%	4位
10m ³ /月	1,056円	1,140円	+84円	+8.0%	6位
20m ³ /月	2,306円	2,560円	+254円	+11.0%	6位
30m ³ /月	3,726円	4,430円	+704円	+18.9%	3位
40m ³ /月	5,386円	6,590円	+1,204円	+22.4%	3位
60m ³ /月	9,206円	11,010円	+1,804円	+19.6%	3位
100m ³ /月	17,206円	20,450円	+3,244円	+18.9%	3位
500m ³ /月	114,406円	130,450円	+16,044円	+14.0%	5位
1000m ³ /月	257,406円	287,450円	+30,044円	+11.7%	5位

堺市以南下水道使用料料金表

は、基本水量なしで算定している市町村

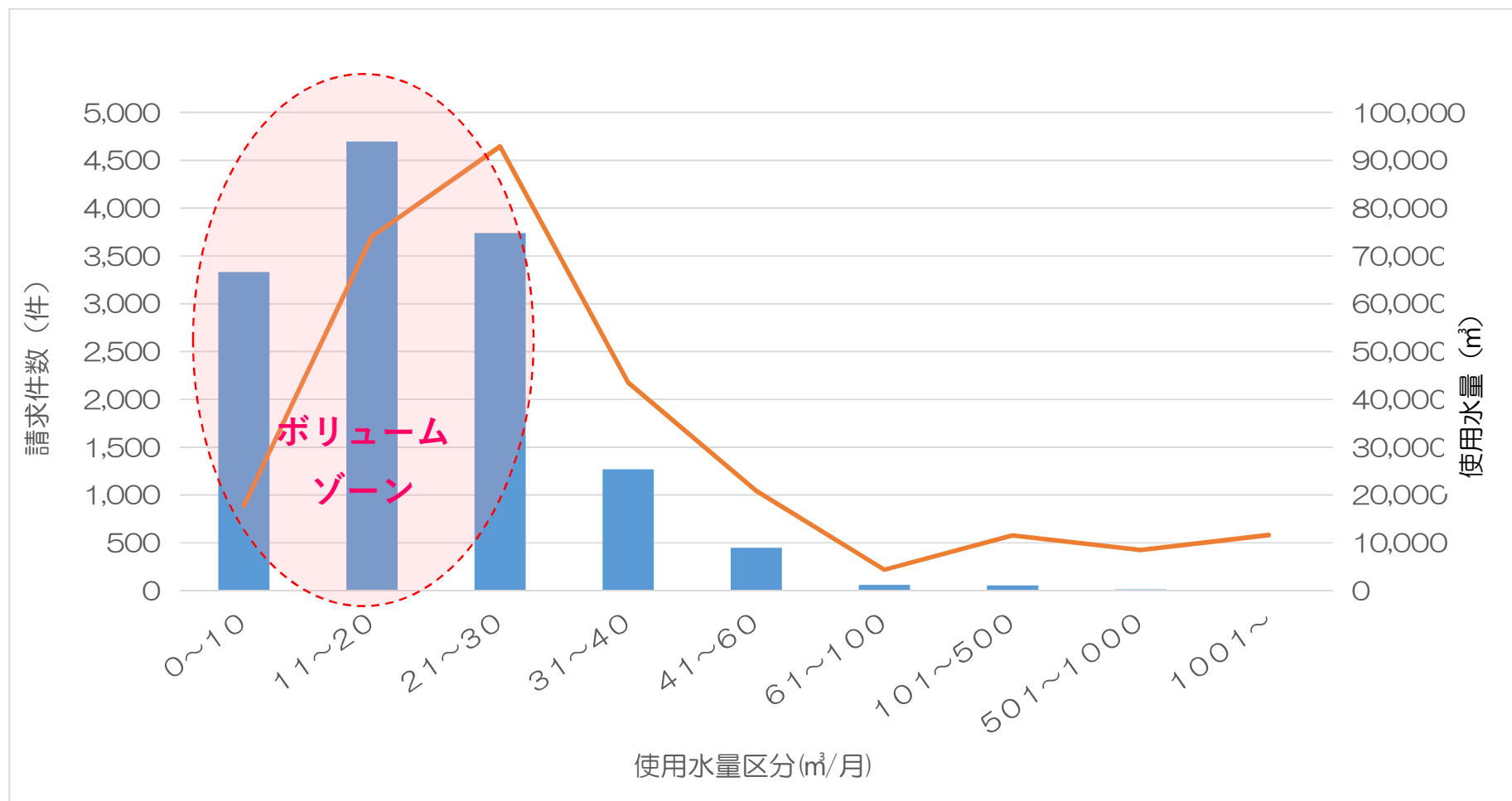
単位：円（税抜）

	熊取町 改定後	堺市	高石市	泉大津市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町										
基本料金	基本料金	650	665	325	361	315	520	1,050	849	450	640	475	903	414									
	基本水量有無	無	無	無	無	無	無	有	有	無	有	無	有	有									
	有の場合何mまで	/	/	/	/	/	/	10	10	/	8	/	8	6									
従量料金	1m ³ ~5m ³	49	50	84	85	76	56	/	/	45	/	16	/	/									
	6m ³				90										123	136	196	130	153	100	171	152	115
	7m ³ ~8m ³																						
	9m ³ ~10m ³	142	140	134	138	122	156	107	140	86	143	136	141	103									
	11m ³ ~15m ³																						
	15m ³ ~20m ³	187	200	149	147	136	196	130	153	100	171	152	115										
	21m ³ ~30m ³																						
	31m ³ ~40m ³	216	210	193	180	157	150	212	155	184	115	199	165	126									
	41m ³ ~50m ³																						
	51m ³ ~60m ³	221	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	161									
	61m ³ ~70m ³																						
	71m ³ ~100m ³	236	335	271	242	210	204	312	229	243	172	278	232	207									
	101m ³ ~200m ³																						
	201m ³ ~300m ³	275	360	346	314	265	265	321	262	276	212	357	276	276									
	301m ³ ~500m ³																						
	501m ³ ~1,000m ³	314	395	379	333	285	279	332	276	289	270	395	300	322									
1,001m ³ ~5,000m ³																							
5,001m ³ ~	334					292																	

堺市以南 水量毎の下水道使用料比較表

1か月あたり（税込）	熊取町 改定後	堺市	高石市	泉大津市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	上段	下水道使用料（税込）		
										下段	順位（高い方から）		
1m ³	760	786	449	490	430	633	1,155	933	544	700	540	993	450
	5	4	12	10	13	7	1	3	8	6	9	2	11
2m ³	820	841	542	584	513	695	1,155	933	594	700	557	993	450
	5	4	11	9	12	7	1	3	8	6	10	2	13
3m ³	870	896	634	677	597	756	1,155	933	643	700	575	993	450
	5	4	10	8	11	6	1	3	9	7	12	2	13
4m ³	930	951	727	771	680	818	1,155	933	693	700	592	993	450
	5	3	8	7	11	6	1	4	10	9	12	2	13
5m ³	980	1,006	819	864	764	880	1,155	933	742	700	610	993	450
	4	2	8	7	9	6	1	5	10	11	12	3	13
10m ³	1,250	1,281	1,281	1,359	1,182	1,188	1,155	933	990	890	1,257	1,292	860
	6	3	3	1	8	7	9	11	10	12	5	2	13
20m ³	2,810	2,821	2,755	2,877	2,535	2,530	2,871	2,110	2,530	1,830	2,830	2,876	1,990
	6	5	7	1	8	9	3	11	9	13	4	2	12
30m ³	4,870	5,021	4,394	4,494	3,888	4,026	5,027	3,540	4,213	2,930	4,711	4,548	3,250
	3	2	7	6	10	9	1	11	8	13	4	5	12
40m ³	7,240	7,331	6,517	6,474	5,615	5,676	7,359	5,245	6,237	4,200	6,900	6,363	4,640
	3	2	5	6	10	9	1	11	8	13	4	7	12
50m ³	9,680	9,641	8,640	8,454	7,342	7,326	9,691	6,950	8,261	5,460	9,089	8,178	6,160
	2	3	5	6	9	10	1	11	7	13	4	8	12
60m ³	12,110	12,611	11,192	10,753	9,322	9,273	12,837	9,007	10,604	7,040	11,597	10,444	7,930
	3	2	5	6	9	10	1	11	7	13	4	8	12
70m ³	14,700	15,581	13,744	13,052	11,302	11,220	15,983	11,064	12,947	8,610	14,105	12,710	9,700
	3	2	5	6	9	10	1	11	7	13	4	8	12
80m ³	17,300	18,551	16,296	15,351	13,282	13,167	19,129	13,121	15,290	10,180	16,613	14,976	11,720
	3	2	5	6	9	10	1	11	7	13	4	8	12
90m ³	19,890	21,521	18,848	17,650	15,262	15,114	22,275	15,178	17,633	11,760	19,121	17,242	13,750
	3	2	5	6	9	11	1	10	7	13	4	8	12
100m ³	22,490	24,491	21,400	19,949	17,242	17,061	25,421	17,235	19,976	13,330	21,629	19,508	15,770
	3	2	5	7	9	11	1	10	6	13	4	8	12
500m ³	143,490	171,891	148,340	134,789	115,802	112,761	162,701	117,995	126,896	89,010	156,819	127,198	114,440
	5	1	4	6	10	12	2	9	8	13	3	7	11
1,000m ³	316,190	369,891	338,640	307,489	261,552	258,511	339,251	262,095	278,696	205,610	353,169	278,998	266,240
	5	1	4	6	11	12	3	10	8	13	2	7	9

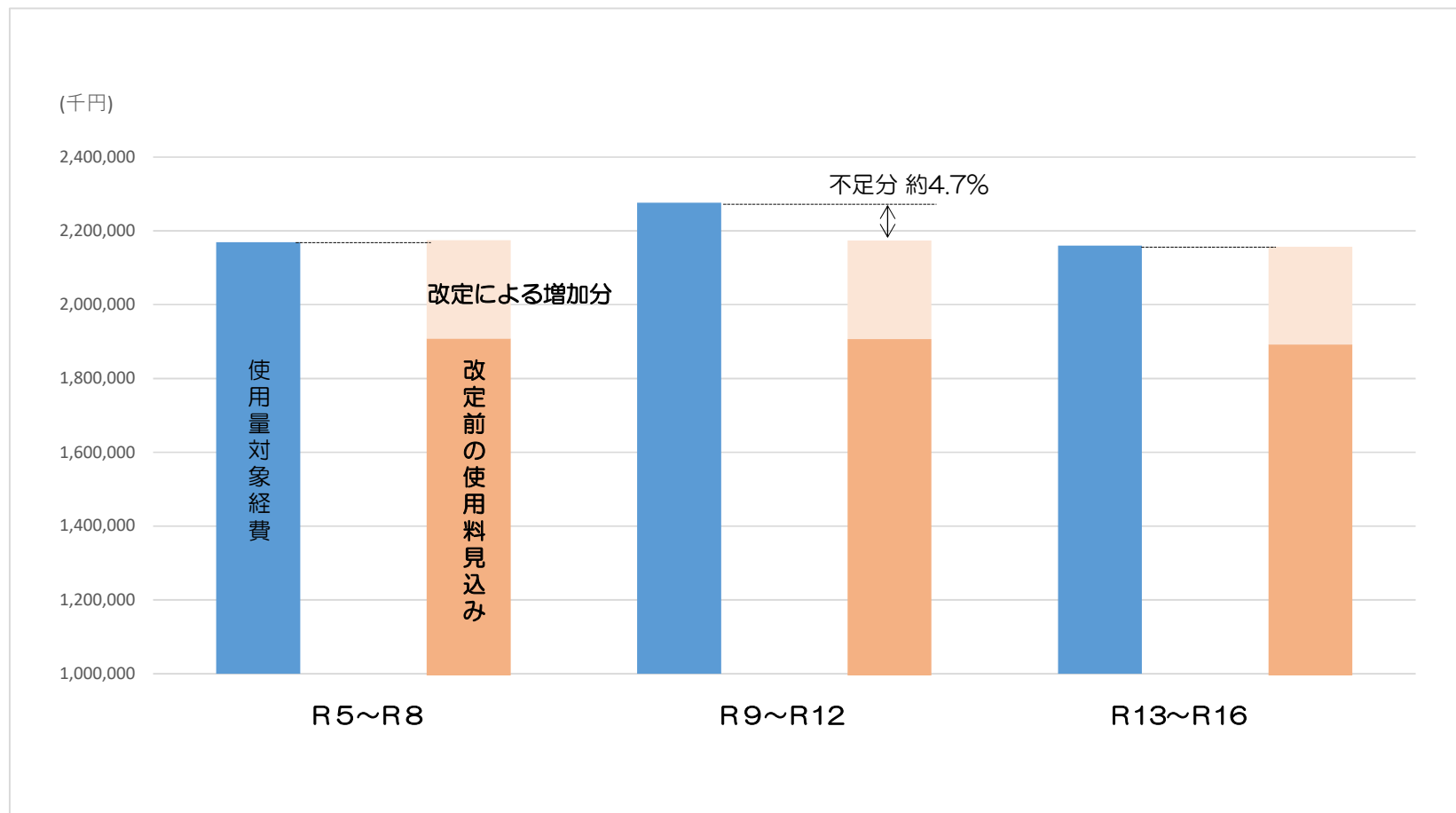
(3) 使用水量区分別請求件数および使用水量（令和3年3月分）



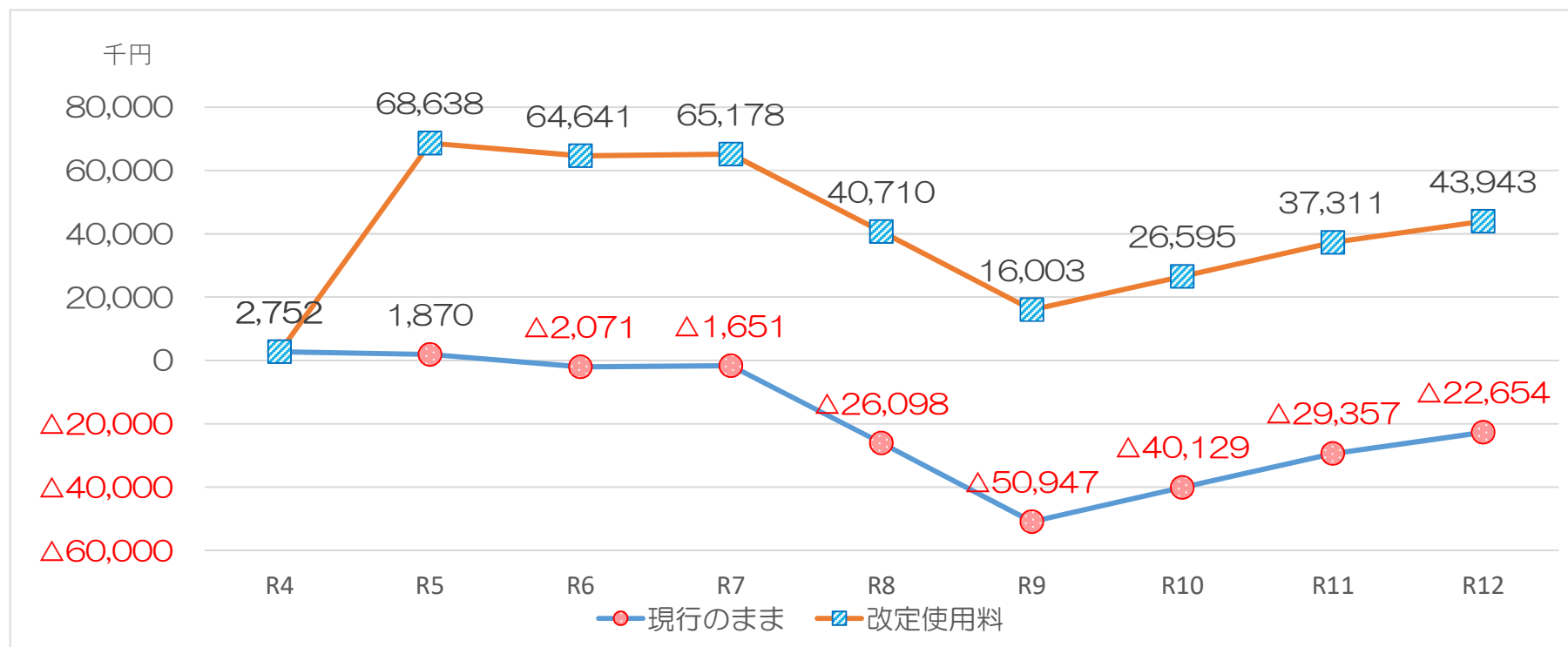
4. 改定後の収支予測

(1) 使用料対象経費と使用料の推移

(令和9年度以降、使用料の改定を据え置いた場合)



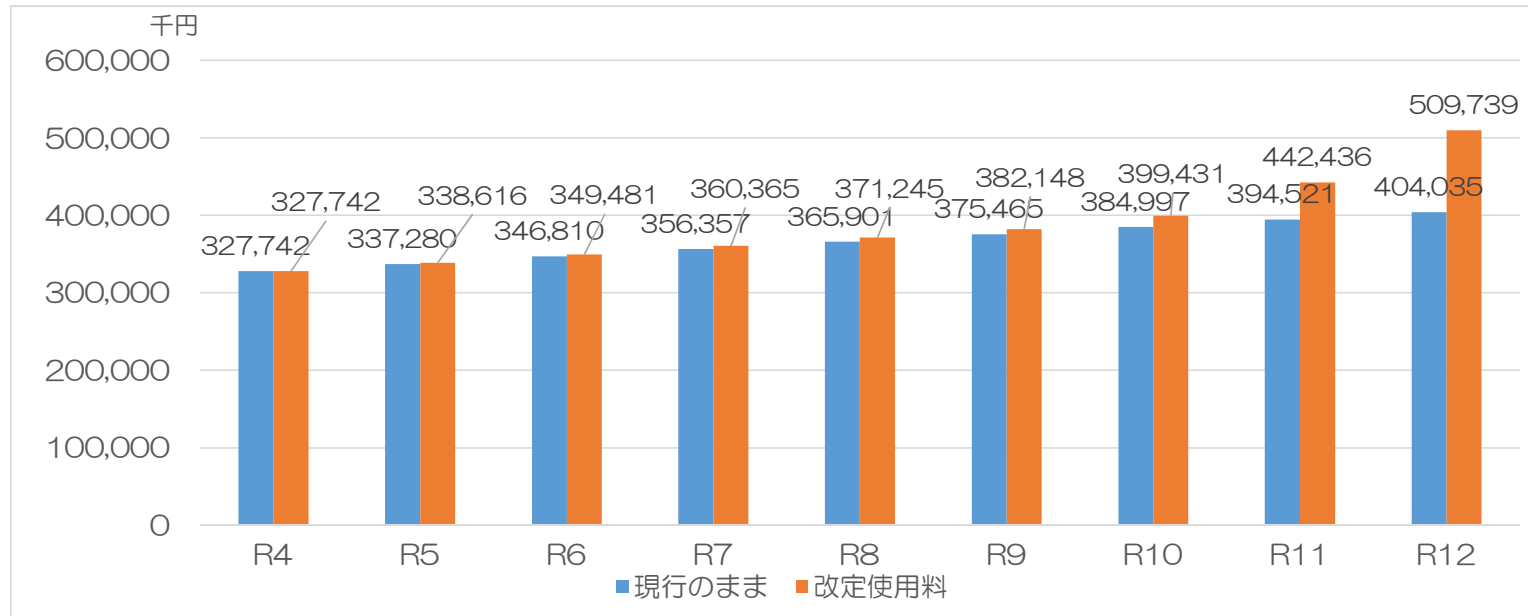
(2) 当期純利益の予測



※ 令和9年度以降使用料を据え置いた場合で試算した。

下水道ビジョンにおける成果達成目標値
「毎年度当期純利益を確保する」

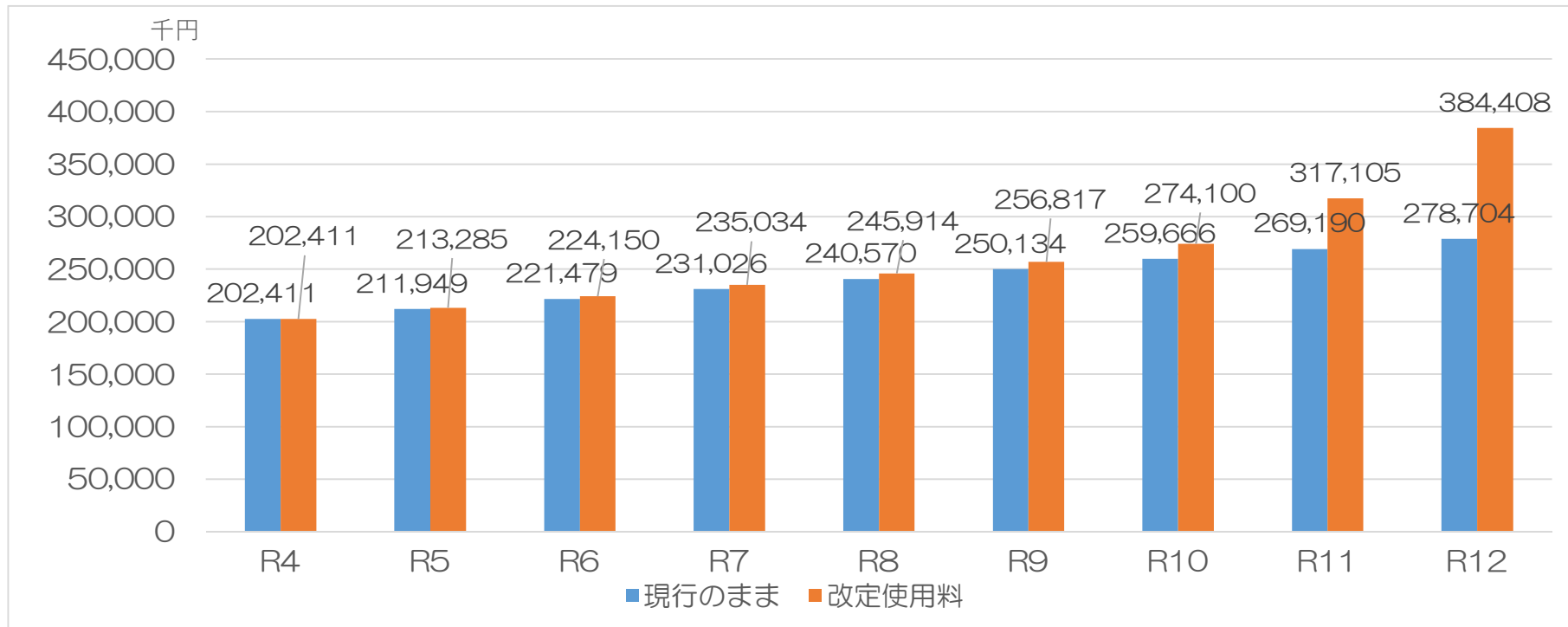
(3) 資金残高の予測



令和9年度以降使用料を据え置いた場合で試算した。

下水道ビジョンにおける成果達成目標値
「計画期間内：3億円」
「長期目標：下水道使用料の12か月相当分（5億4千万円程度）」

(4) 補填財源残高の予測

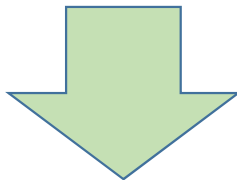


※ 令和9年度の使用料見直し時は料金据え置きとして試算した。

下水道ビジョンにおける成果達成目標値
「毎年度補填財源残高を確保する」

(5) 使用料改定と財政健全化判断指標に関する考察

- 令和5年度に使用料改定を実施し、その後の改定を据え置いた場合、令和9年～12年には約4.7%の使用料の不足が生じることになる。
- 財政健全化の判断指標となる「当期純利益」「資金残高」「補填財源残高」は確保できる見通しである。



令和5年度に使用料改定を実施し、その後も4年毎に使用料、各コスト及び判断指標の推移等を検証し、今回の料金見直しでの予測と大きな乖離がなく、また財政の健全性も確保できる状況であるならば、使用料は改定せず据え置く。

<参考> 改定後使用料の近隣自治体（堺市以南13市町）との比較

